平成２３年（フ）第６８号
新潟県燕市分水学校町１丁目２番22号、前住所新潟県長岡市寺泊北曽根2123番地５
債務者　相澤　登美
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金子　直樹
4　破産債権の届出期間　平成23年11月４日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月12日午前10時
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
新潟地方裁判所三条支部

平成２３年（フ）第４５５号
金沢市伏見台３丁目８番19号、住民票上の住所金沢市窪６丁目284番地
債務者　杉本　高明
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙木　利定
4　破産債権の届出期間　平成23年11月７日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月19日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月12日まで
金沢地方裁判所

平成２３年（フ）第２８１８号
札幌市中央区北４条西11丁目28番地１　ダイアパレスアヴェニュー植物園―1102号
債務者　柴田　大樹
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山上　晃広
4　破産債権の届出期間　平成23年11月14日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前11時30分
6　免責意見申述期間　平成24年１月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第４９９号
兵庫県加古川市平岡町土山74番地の16
債務者　坂田　規夫
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森川　正章
4　破産債権の届出期間　平成23年11月９日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年12月20日午前10時40分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第３１２号
北海道旭川市永山５条24丁目４番５号　フジアパート２―Ｂ号
債務者　原　　卓夫
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　飯塚　正浩
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成23年12月14日午後４時30分
5　免責意見申述期間　平成23年12月７日まで
旭川地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２３６９号
名古屋市東区矢田南２丁目７番13号　長谷川ビル94―１Ｄ号
債務者　髙橋　栄三
1　決定年月日時　平成23年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　星野　真二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年１月24日午前10時５分
5　免責意見申述期間　平成24年１月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第５８号
和歌山県田辺市明洋１丁目17番９号
債務者　松田亜希子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月25日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２３年（フ）第１６７３号
埼玉県上尾市大字平塚2443番地21
債務者　永田　初美
1　決定年月日時　平成23年10月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２３年（フ）第２８４号
千葉県成田市並木町221番地111　並木町テラスハウスＮ棟―Ａ
債務者　駒崎　　聡
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第２９６号
千葉県白井市南山１丁目９番３棟101号
債務者　佐々木　久
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３０６号
千葉県成田市加良部５丁目５番地５
債務者　淺沼　光浩
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３１６号
千葉県成田市加良部４丁目25番地１　２棟310号
債務者　田村アナリン
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第３３２号
千葉県佐倉市大崎台１丁目22番地18　グリーンタウン６Ａ202
債務者　渡辺　　忍
1　決定年月日時　平成23年10月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第１８５号
新潟県南魚沼市余川1490番地11
債務者　古谷　健作
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１９１号
新潟県長岡市大山１丁目５番地３
債務者　吉水　和子
1　決定年月日時　平成23年10月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
三重県伊勢市中村町桜が丘100番地27　メテオラ202
債務者　古尾　　真
1　決定年月日時　平成23年10月７日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係